

静岡県職員の給与の概要

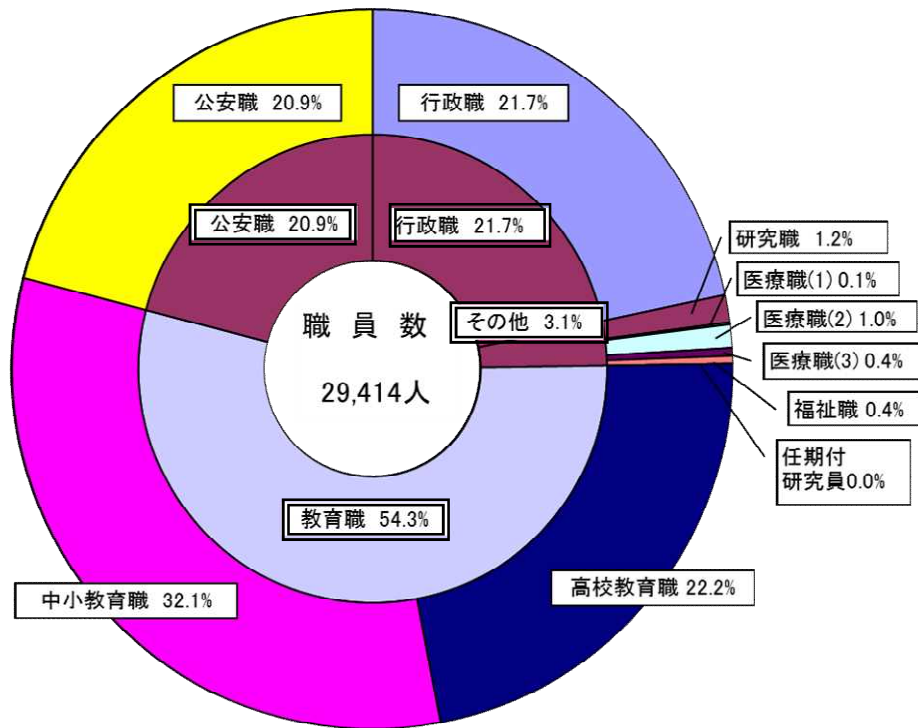
平成 29 年 10 月
静岡県人事委員会

目 次

	頁
1 人事委員会給与勧告対象職員の適用給料表別人員	1
2 給料表別の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額	2
3 行政職給料表適用職員の性別人員構成比の推移	3
4 行政職給料表適用職員の学歴別人員構成比の推移	4
5 行政職給料表適用職員の年代別人員構成比の推移	5
6 行政職給料表適用職員の級別人員構成比	6
7 行政職給料表適用職員、全職員の給与種目別平均給与月額	7
8 諸手当の概要（現行）	8

1 人事委員会給与勧告対象職員の適用給料表別人員

平成 29 年 4 月 1 日現在の給与勧告対象職員は 29,414 人（28 年：35,543 人）で、平均年齢は 41.9 歳（28 年：42.5 歳）となっています。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、6,382 人（28 年：6,615 人）で全体の 21.7%（28 年：18.6%）を占めています。また、教育職給料表適用職員は 54.3%（28 年：61.6%）と全体の半数以上を占めています。（なお、この人数は、再任用職員、育児休業中の職員、公益的法人等への派遣職員等を除いたものです。）

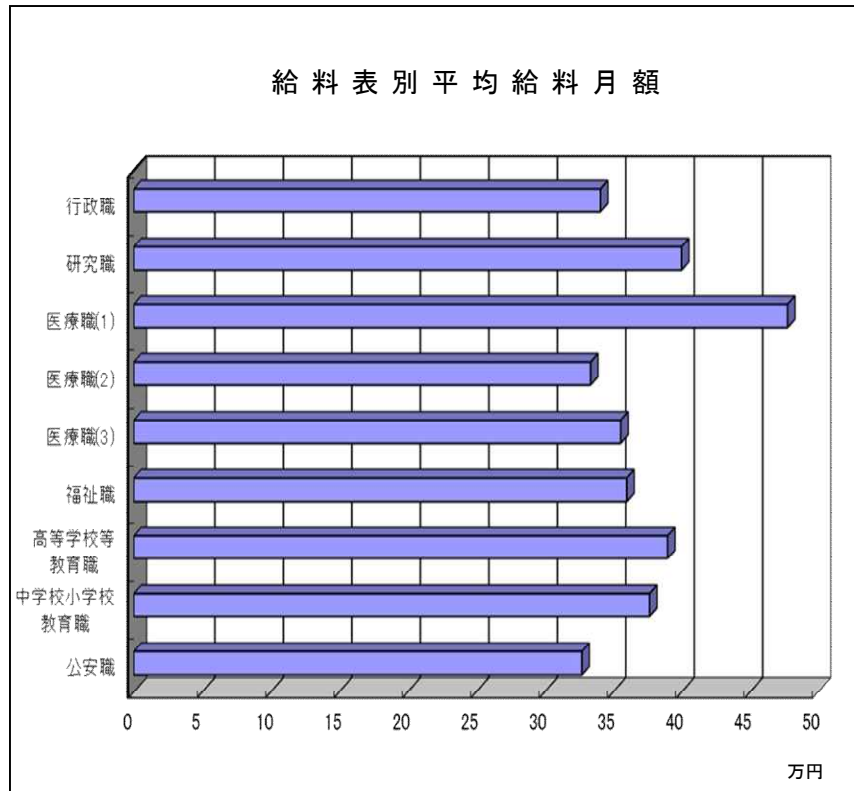


給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	6,382	42.3
研究職給料表	研究員	358	43.3
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	28	45.1
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士	301	39.2
医療職給料表(3)	保健師、看護師	108	43.1
福祉職給料表	児童指導員、心理判定員	104	38.3
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校の教員	6,537	43.6
中学校小学校教育職給料表	中学校、小学校の教員	9,437	43.1
公安職給料表	警察官	6,158	38.0
任期付研究員給料表	任期のある研究員	*	*
計		29,414	41.9

※ 平成 29 年 4 月 1 日から静岡市、浜松市内の小中学校に勤務する教職員を対象職員から除いているため、職員数が減少している。
 ※ 「*」は、調査実人員が 1 人であることを示す。

知事部局	5,315 人
教育委員会	17,221 人
警察本部	6,878 人

2 給料表別の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

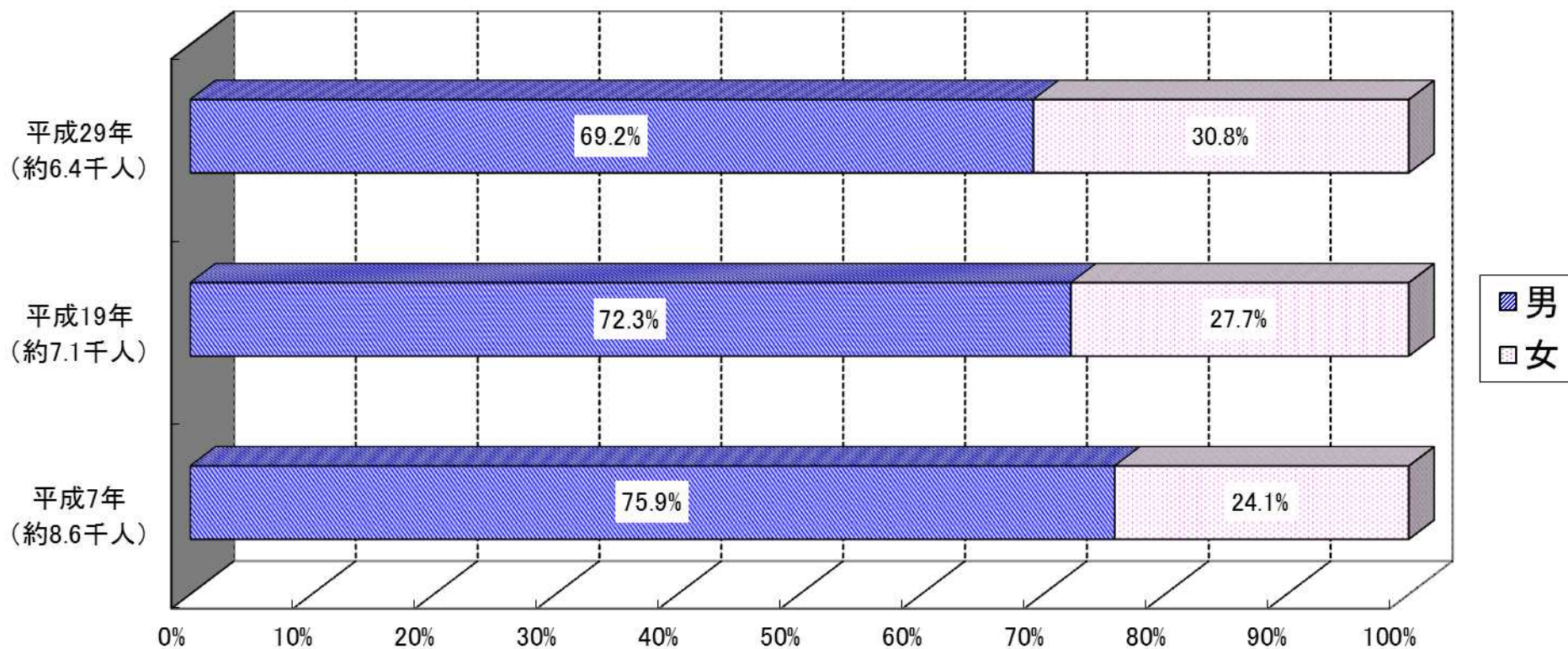


給料表	平均年齢	平均給料月額	指数 (行政 100)	平均給与月額
行政職	42.3 歳	340,690 円	100.0	442,139 円
研究職	43.3 歳	399,911 円	117.4	483,026 円
医療職(1)	45.1 歳	477,263 円	140.1	851,336 円
医療職(2)	39.2 歳	333,516 円	97.9	403,701 円
医療職(3)	43.1 歳	355,487 円	104.3	432,337 円
福祉職	38.3 歳	359,907 円	105.6	482,650 円
高等学校等教育職	43.6 歳	389,730 円	114.4	454,243 円
中学校小学校教育職	43.1 歳	376,566 円	110.5	427,219 円
公安職	38.0 歳	327,164 円	96.0	446,839 円

- (注) 1 「平均給料月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 2 「平均給与月額」は、給料及び諸手当の合計額である。
 3 「指数」は、行政職給料表の平均給料月額を 100 とした場合の指数である。

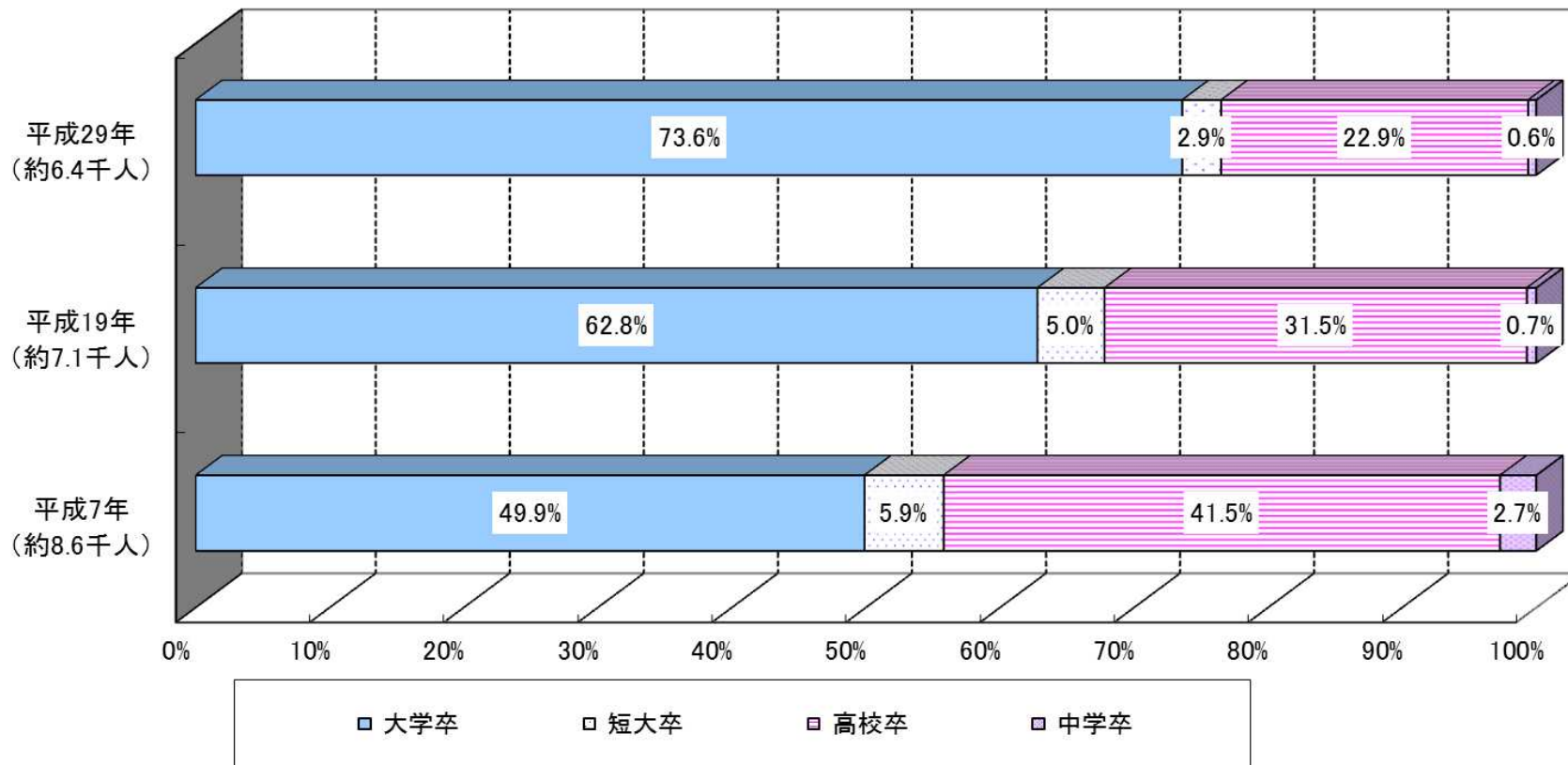
3 行政職給料表適用職員の性別人員構成比の推移

行政職給料表適用職員の性別人員構成比は、男性が 69.2%、女性が 30.8%となっています。また、徐々に女性の割合が増加しています。



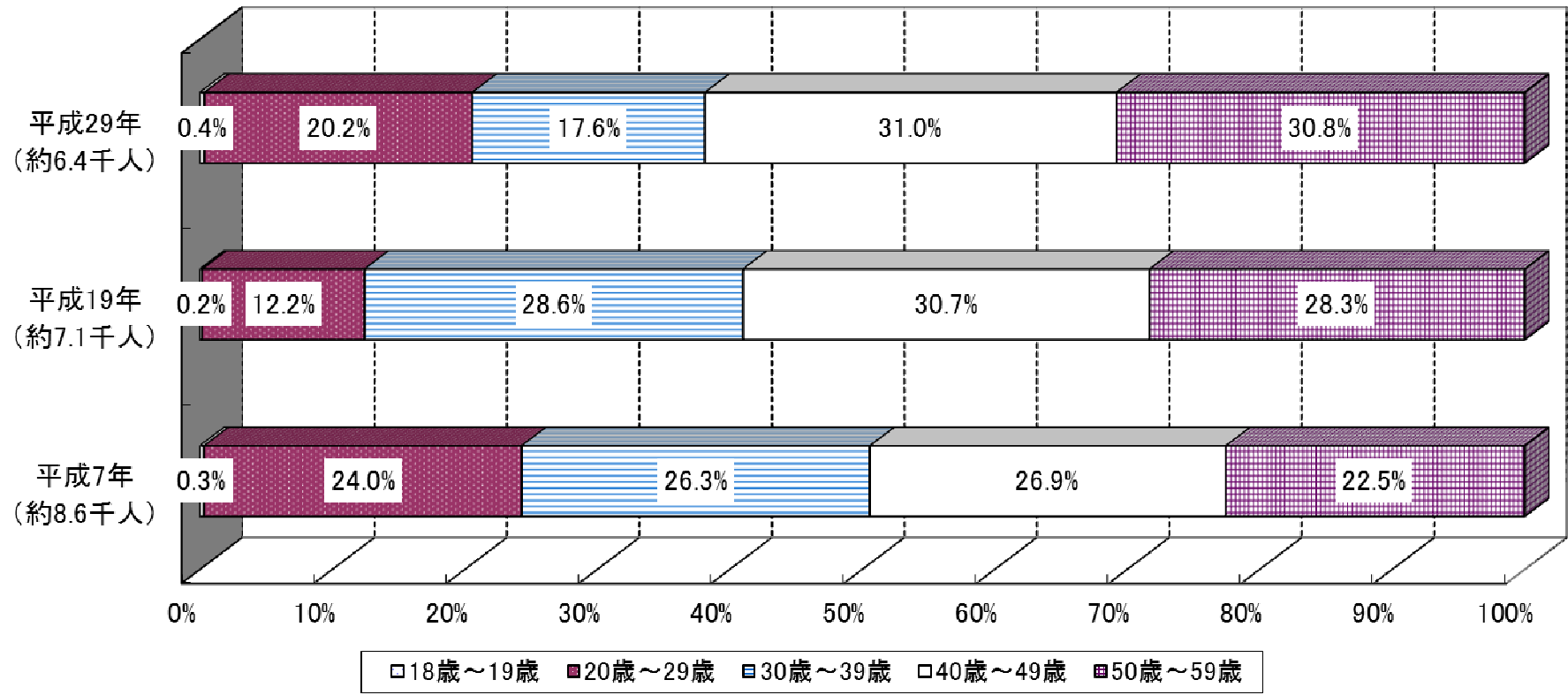
4 行政職給料表適用職員の学歴別人員構成比の推移

行政職給料表適用職員の学歴別人員構成比は、大学卒が73.6%で最も高く、短大卒が2.9%、高校卒が22.9%となっています。大学卒の割合の増加に対し、短大卒、高校卒、中学卒の割合が減少しており、高学歴化が進んでいます。



5 行政職給料表適用職員の年代別人員構成比の推移

行政職給料表の年代別人員構成比は、40代が31.0%で最も多く、続いて50代30.8%、20代20.2%となっています。30代の割合が減少しているのに対し、40代及び50代の割合が増加して約6割を占めるようになり、高齢化が進んでいます。

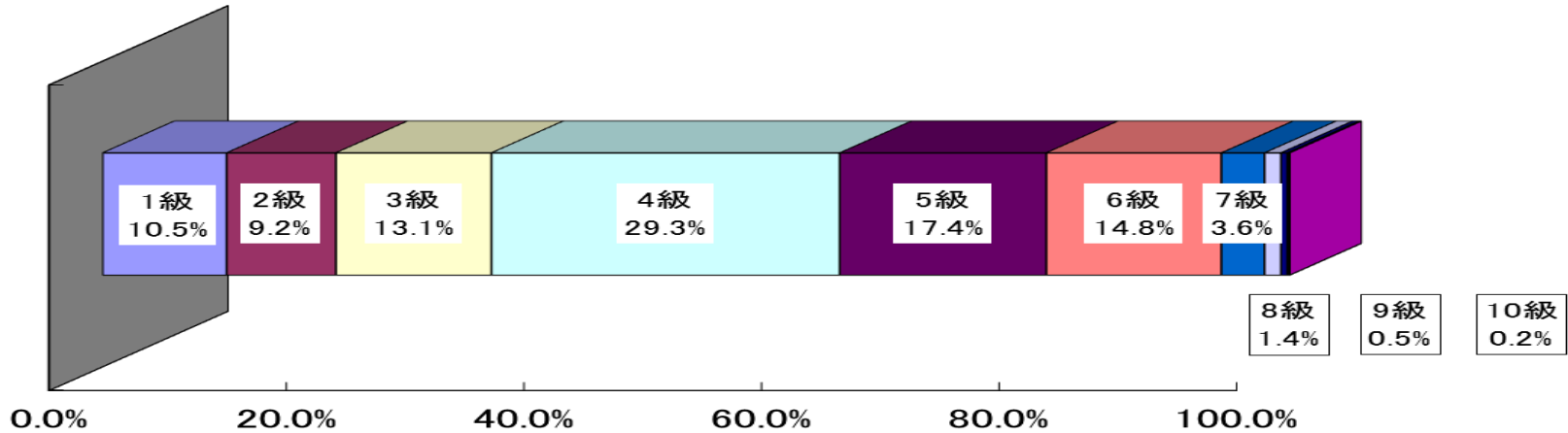


6 行政職給料表適用職員の級別人員構成比

行政職給料表の級別の構成比は、4級が29.3%（1,873人）で最も高く、続いて5級が17.4%（1,110人）、6級が14.8%（942人）、3級が13.1%（837人）となっています。

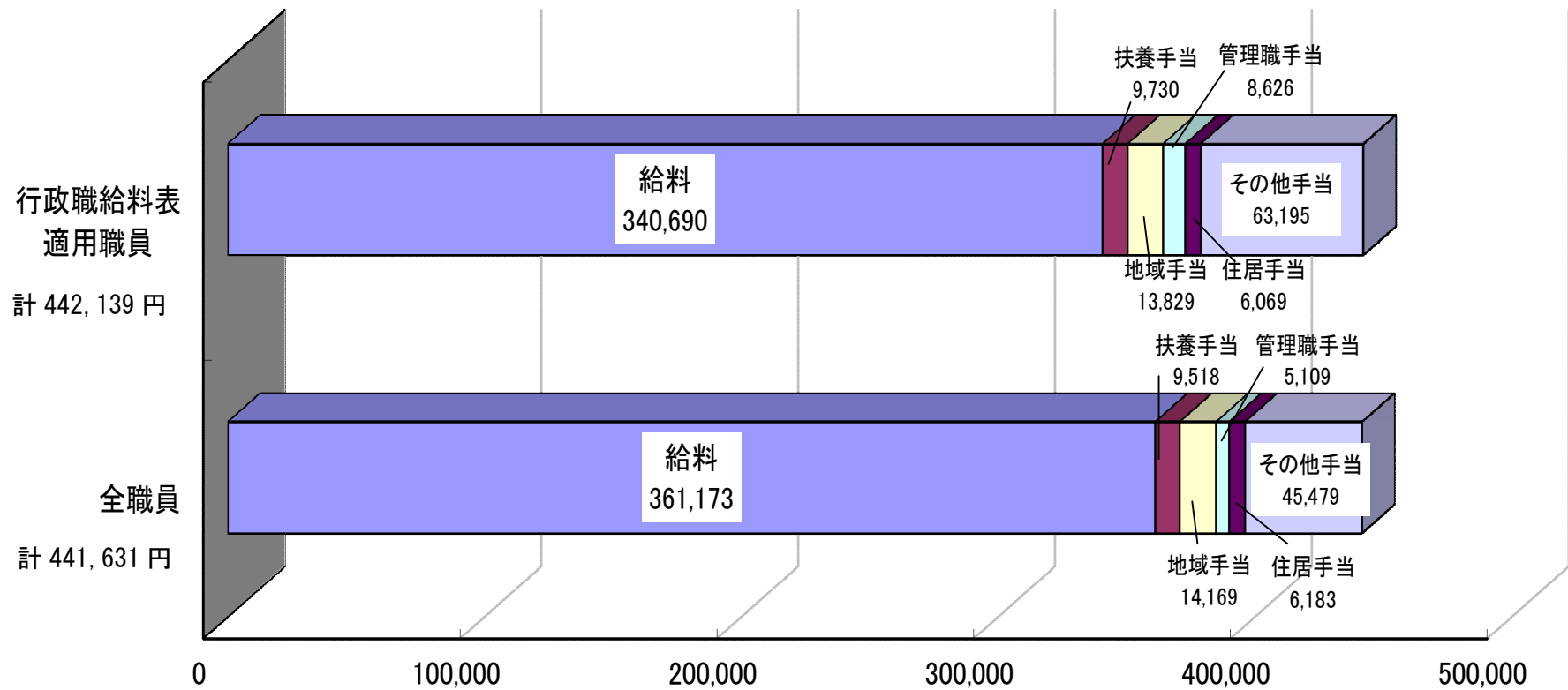
職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
主な 役職段階	本庁	主事	主事	主任	副班長 主査	班長 主幹	参事 課長代理	課長	局長	部長	困難 部長	
	出先機関	主事	主事	主任	副班長 主査	班長 主幹	次長 課長	所長	所長	局長	—	
職員数（人）		667	587	837	1,873	1,110	942	232	88	34	12	6,382

行政職給料表の級別人員構成比



7 行政職給料表適用職員、全職員の給与種目別平均給与月額

公民比較の対象となる行政職給料表適用職員の平均給与月額は442,139円で、全職員の平均給与月額は441,631円となっています。また、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当及び住居手当の小計（平均）については、行政職給料表適用職員では378,944円（平成28年比0.6%増）、全職員では396,152円（平成28年比0.3%減）となっています。



8 諸手当の概要（現行）

手当名	内容・支給額
（生活補助給の手当）	
扶養手当	<p>○扶養親族のある職員</p> <p>配偶者 13,000 円</p> <p>子 7,500 円</p> <p>（職員に配偶者が無い場合の子（1 人目） 12,000 円）</p> <p>配偶者及び子以外 6,500 円</p> <p>子（16 歳年度初め～22 歳年度末） 加算 6,000 円</p>
住居手当	<p>○借家・借間に居住する職員</p> <p>月額 12,000 円超の家賃を支払っている職員</p> <p style="text-align: right;">最高 30,000 円</p> <p>○単身赴任手当受給職員で、配偶者が留守宅に居住して</p> <p>月額 12,000 円超の家賃を支払っている職員</p> <p style="text-align: right;">最高 15,000 円</p>
通勤手当	<p>○通勤距離が片道 2 km 以上である職員</p> <p>最高 1 か月あたり 75,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等の利用者 6 ヶ月定期券等の価格 ・自動車等の交通用具使用者 <p style="padding-left: 20px;">距離別基準額（2,000 円～5,800 円）＋加算額</p> <p style="padding-left: 20px;">（加算額＝3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円）</p> <p>○勤務する公署とその最寄り駅との間の通勤が不便であるため駐車場を利用する職員</p> <p style="text-align: right;">駐車料金の 1/2 最高 3,000 円</p> <p>○自宅とその最寄り駅との間の通勤が不便であるため駐車場を利用する職員 駐車料金の 1/2 最高 3,000 円</p>

手当名	内容・支給額
単身赴任手当	<p>○異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員</p> <p>配偶者宅との交通距離に応じ、30,000 円～100,000 円</p>
（地域給の手当）	
地域手当	<p>○主に民間賃金の高い地域に勤務する職員</p> <p style="text-align: center;">本県の勤務実態等を考慮し、県内一律 3.7%</p> <p>（給料＋管理職手当＋扶養手当）の月額×支給割合</p>
特地勤務手当等	<p>○生活の著しく不便な地に所在する公署（特地公署）に勤務する職員</p> <p>{特地公署に異動した日の（給料＋扶養手当）×1/2＋現に受ける（給料＋扶養手当）×1/2} × 支給割合</p> <p>支給割合 2 級地 8%、1 級地 4%</p>
へき地手当等	<p>○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小中学校、共同調理場に勤務する職員</p> <p>（給料＋扶養手当）×支給割合</p> <p>支給割合 2 級地 12%、1 級地 8%</p>
寒冷地手当	<p>○寒冷地に勤務し、かつ居住する職員</p> <p>年額 36,800 円～89,000 円</p>

手当名	内容・支給額
(職務の特殊性に基づく手当)	
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員 (例) 部長(10級) 1種 139,300円 局長(8級) 2種 108,100円 課長、出先機関の長(7級) 3種 88,500円 出先機関の次長(6級) 4種 66,500円等
管理職員特別勤務手当	○管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合 管理職手当の区分等に応じて、勤務1回につき 3,000円~12,000円 ○管理又は監督の地位にある職員が、災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜(午前0時から午前5時までの間)に勤務した場合 管理職手当の区分等に応じて、勤務1回につき 1,500円~6,000円
特殊勤務手当	○著しく危険、不快、困難等著しく特殊な勤務に従事する職員 税務手当、有害薬品等取扱手当等
(時間外勤務等特別の勤務に対して支給する手当)	
時間外勤務手当	○正規の勤務時間を超えて勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×支給割合×超過勤務時間数 <支給割合> ・正規の勤務時間が割り振られた日の勤務 125/100 ・その他の日における勤務 135/100 (時間外勤務が22時~翌朝5時までの間に行われた場合の支給割合は、それぞれの支給割合に25/100を加えた割合)

手当名	内容・支給額									
休日勤務手当	○祝日法による祝日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数									
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×25/100×深夜勤務時間数									
宿日直手当	○宿日直を行った職員 勤務1回につき4,200円~7,200円									
(賞与等に相当する手当)										
期末手当	民間における賞与のうち定率支給分に相当する手当 ○6月1日及び12月1日に在職する職員 (給料+扶養手当+地域手当) ×期別支給割合×在職期間別割合 <期別支給割合> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>一般職員</th> <th>特定幹部職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>122.5/100</td> <td>102.5/100</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>137.5/100</td> <td>117.5/100</td> </tr> </tbody> </table> * 役職等に応じて加算措置あり	基準日	一般職員	特定幹部職員	6月1日	122.5/100	102.5/100	12月1日	137.5/100	117.5/100
基準日	一般職員	特定幹部職員								
6月1日	122.5/100	102.5/100								
12月1日	137.5/100	117.5/100								
勤勉手当	民間における賞与のうち考課査定分に相当する手当 ○6月1日及び12月1日に在職する職員 (給料+地域手当)×期間率×成績率 * 役職等に応じて加算措置あり									
(その他)										
初任給調整手当	○医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると認められる職に採用された職員(一定期間、採用等からの年数に応じ額を逡減して支給) 2,500円~413,800円									